

2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

国税・地方税

資料 4-2

① 再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための特別償却・固定資産税減免の拡充（所得税・法人税・固定資産税）

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができるこことし(2年間)、固定資産税の免除と合わせ、設備の導入及び保有時における設置者の経済的負担を軽減する。

※ なお、第177回国会にて成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記されている。

現行制度

【所得税・法人税 創設年度：平成23年度】

- エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の30%特別償却又は法人税額(所得税額)の7%税額控除(中小企業のみ)(グリーン投資減税)

【固定資産税 創設年度：平成21年度】

- 政府の補助(民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」)を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減

(再生可能エネルギー発電設備)



要望内容

- 再生可能エネルギー発電設備について、
 - ① 30%特別償却(グリーン投資減税)を深掘りし、初年度即時償却を認める(2年間)。
 - ② 固定資産税の免除(最初の3年間)を図る(2年間)。

平成24年度 経済産業省
税制改正要望<抜粋>

2. 再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

地方税

② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置（事業税）

- 再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に際し、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めるため、税制上適切な措置を講ずる。

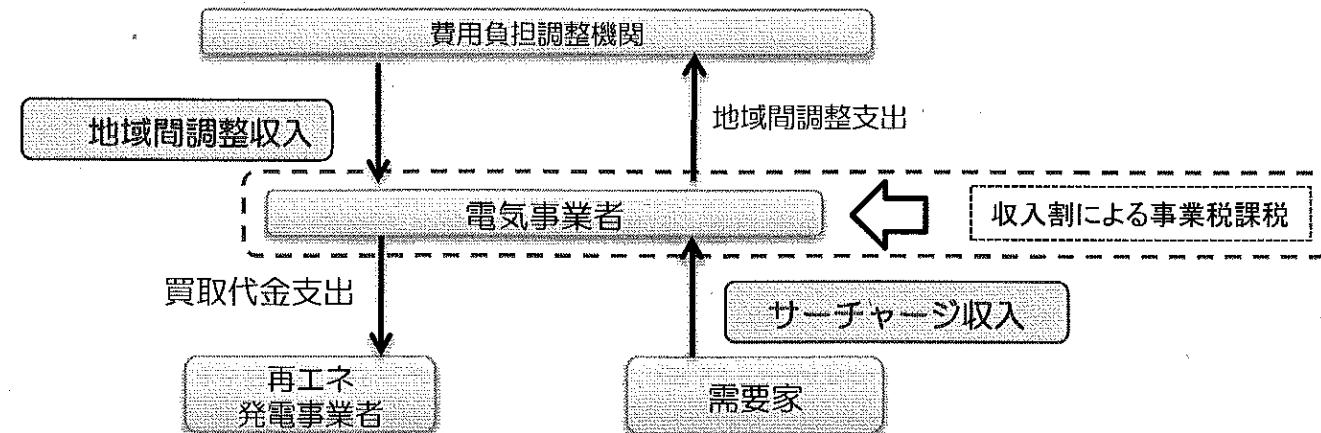
現行制度

- 再生可能エネルギーの全量買取制度は、金銭の流れについては、次のとおり。

- ① 再生可能エネルギー発電事業者から、電気事業者が一定の価格で発電された電気を購入すること
- ② ①の購入に要する費用は、全ての電気の需要家が、電気料金に上乗せする方式で公平に負担すること
- ③ 電気の需要家からは、全国一律の単価で回収することから、各電気事業者が①の購入に要する費用と、②によって電気の需要家から回収する額に差額が生じるため、地域間調整を行うこと

＜買取制度における資金の流れイメージ＞

… 非課税措置要望の対象項目



要望内容

- 再生可能エネルギーの全量買取制度の下で、上記②で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージの収入金と、上記③の地域間調整において各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については、再生可能エネルギーの全量買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税(収入割)の課税対象外とする等、所要の措置を講ずる。

平成24年度 環境省税制改正要望事項

1. 地球温暖化対策のための税制全体のグリーン化の推進

(* 「地球温暖化対策のための税」を含む平成23年度税制関連法案については、現在、継続審議中。)

- 挥発油税の当分の間の税率相当額の環境税化
 - ・ 当分の間維持することとされている揮発油税の税率(上乗せ分)について、「地球温暖化対策のための税」と位置づけ、現行税率を維持するとともに、その税収を地球温暖化対策に優先的に充当する。
- 車体課税の一層のグリーン化等(自動車重量税、自動車取得税、自動車税)
 - ・ 車体課税の見直しに当たっては、地球温暖化対策及び公害対策の観点から、汚染者負担の原則を踏まえ大気汚染に係る公害認定患者の補償のための安定的な財源確保を図りつつ、平成23年度税制改正大綱等に従い、一層のグリーン化及びこれを通じた負担の軽減を図る。
- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税)【新規】
 - ・ 事業用の太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更し、課税標準を「最初の3年間2/3にする」から「最初の3年間減免する」に変更する。
- 認定長期優良住宅に係る税制上の特例措置(所得税、不動産取得税、固定資産税、登録免許税)【延長】
 - ・ 一定の省エネ性能を満たす新築の認定長期優良住宅に係る税制上の特例措置(所得税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税)について、適用期限を2年間延長する。